

「業務改善助成金」の拡充

～ 事業場内最低賃金800円未満の事業場に対する助成率の引き上げ ～

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引き上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

拡充内容

事業場内最低賃金800円未満の事業場について、
助成率を引き上げます。

現行の助成率	→	拡充後の助成率
7/10または3/4		4/5
3/4または4/5（※1） （生産性要件を満たす場合）		9/10（※1） （生産性要件を満たす場合）

今回からの制度概要

※平成30年度第2次補正予算（案）に基づく措置

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
① 30円以上 <u>（今回から追加措置される制度）</u>	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 （ただし、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場に限る（※2））	4 / 5 （生産性要件を満たした場合には 9 / 10 （※1））
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
② 30円以上 （変更なし）	1～3人	50万円	事業場内最低賃金1,000円未満の事業場	7 / 10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3 / 4 （生産性要件を満たした場合には 3 / 4 （※1））
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
③ 40円以上 （変更なし）	1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 4 / 5

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※2）助成率引き上げの対象は、地域別最低賃金800円未満の、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の19県のうち、事業場内最低賃金800円未満の事業場に限りま。

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

事例1 ホームページ用見積もりシステムの導入による業務効率の向上

【所在地】 山形県 【従業員数】 6人
【事業の種類】 葬祭業

顧客が、いつでも自分で見積もり額がわかるような仕組みを提供したい



- 以前は見積もり依頼に応じて見積もりを作成する必要があったが、ホームページ用見積もりシステム導入後は、顧客が自分で見積もりを作成した上で詳細な商談に入ることが多くなったので、成約率も向上することとなった。
- 見積もり作成にかかる時間の短縮及び成約率の向上によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のポイント

ホームページに見積もりシステムを掲載したことで、見積もり作成業務の効率化と、成約率の向上につながった。

(※平成28年度時点の制度に基づく事例)

事例2 ベッド数の増加等による業務フローの見直しとPOSシステムの導入による業務効率化と来院者数の増加

【所在地】 静岡県 【従業員数】 3人
【事業の種類】 接骨院

業務効率化を図って、来院者数を増加させたい



- 来院者情報をバーコード管理することによる受付・精算にかかる時間の短縮と、ベッド数の増加、柔道整復師(有資格者)の増加、治療内容の時間配分の調整等の施術フロー見直しにより、施術可能人数が増大したことで、来院者数が増加した。
- 受付・精算や施術にかかる時間の短縮と来院者の受入れ体制の改善を行ったことによって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のポイント

コンサルタントによる業務フローの見直しとPOSシステムを導入したことで、業務の効率化と来院者数の増加につながった。

(※平成28年度時点の制度に基づく事例)

ご留意頂きたい事項

- ◆ **助成金の支給は補正予算成立が条件となりますが、申請は補正予算成立前であっても可能です。**
- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、**助成対象**となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、**助成対象**となります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「**働き方改革推進支援センター**」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部(室)